

日本歯科新聞

平成22年7月20日（火曜日）

海外技工で意見書

栃木
県議会

栃木県議会は、「歯科補

てつ物の安全性等の確保

についての意見書」を6

月11日に可決し、首相、財

務・総務・厚生大臣、そし

て衆参両院議長に野田尚

吾議長名で提出した。

同意見書の可決に当た

っては地元の県歯科技工

士会が各議員に熱心に働

きかけて実現したもので、

都道府県議会では愛

知、宮城、大阪に次いで4

番目、郡市区町村では51

件目となる。

意見書では、国民の健

康を守り、患者の安全性

を確保し、国民の信頼に

応える歯科医療体制確立

へ、補綴物の安全性を確

保するための法的整備

と、実効性のある速やか

な措置を講じるよう国に

求めている。

意見書

入れ歯や冠等、歯科医

療の用に供する補てつ物

（歯科補てつ物）の作成等

は、歯科技工士法により

歯科医師又は歯科技工士

の国家資格を持つ者でな

ければ業として行っては

ならないと定められてい

る。これは歯科補てつ物が

口腔や身体に重大な影響

を及ぼす可能性があり、

国としての確にその安全

性を担保するためである。

しかし、現在、歯科補て

つ物の国外への発注等

は、法律で規制されてお

らず、近年国外で作成さ

れた歯科補てつ物が散見

されている。

また、歯科補てつ物は国

内で作成される場合につ

いては指針が定められて

いるが、国外で作成された

場合については、品質及び

安全性を担保するための

法令上の規制がなく、そ

の補てつ物は雑貨扱いと

して輸入されており、品質

や安全性を確保する観点

から問題が指摘されている。

国民の健康被害につながる

書を提出する。

近年、国内では想定さ

れなかった含有物による

問題が薬品、玩具及び食

料品において立て続けに

生じている。歯科補てつ

物は口腔内で半永久的に

使用されるにも関わら

ず、現行制度ではその安

全管理を歯科医師個人の

責任に帰することとなっ

ており、少なくとも、国外

で作成された補てつ物に

ついて、国内で作成さ

れたものと同等の安全性

確保の対策がなければ、

ることが懸念される。

よって国においては、

国民の健康を守り患者の

安全性を確保し、国民の

信頼に応える歯科医療体

制を確立していくため、

国外で作成された歯科医

療用の補てつ物の取扱い

に関して、その安全性等

を確保するための法的整

備を含め、実効性のある

速やかな措置を講じられ

るよう強く要望する。

以上、地方自治法第九

十九条の規定により意見